

那覇市ミーティング・インセンティブトラベル・コンベンション
開催歓迎メニュー 実施要綱

令和8年3月26日
(経済観光部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市ミーティング・インセンティブトラベル・コンベンション開催歓迎メニュー（以下「歓迎メニュー」という。）の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 那覇市内においてミーティング・インセンティブトラベル・コンベンションを開催する主催者及び参加者に対し、那覇市の地域資源等を活用した歓迎メニューを提供する支援により、市内開催における満足度向上及び地域資源の認知度向上を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ミーティング (M) とは、企業が開催する会議・セミナー等を指す。
- (2) インセンティブトラベル (I) とは、企業等が主催する報奨・研修・社員慰労・招待旅行等、及びそれに準ずる旅行を指す。また、行程に参加者の公式日程と位置付けられる社内イベント（講演会、表彰式、貸切パーティー、社内会議、各種セミナー、研修、チームビルディング等の公式日程とみなせるもの）の要素を含むものとする。
- (3) コンベンション (C) とは、学術会議、国内外の学会・協会・団体が主催する各種会議を指す。
- (4) 参加者とは、前各号に掲げる会議等への現地参加者を指し、オンライン参加者・外部委託による運営事務局・ツアー添乗員等を含まないものとする。

(支援内容)

第4条 支援内容及び支援内容ごとの要件は別表のとおりとし、支援は予算の範囲内において実施するものとする。

2 支援の実施場所は、原則として那覇市内とする。

(支援対象)

第5条 支援の対象は、第4条の支援内容ごとの要件を満たしており、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公式日程のうち、会議、懇親会等の会場が那覇市内で開催されるもの。
- (2) 第4条に定める支援内容ごとの参加者数要件に規定する人数以上の市内宿泊者がいるもの。

2 市長は、那覇市の観光振興や地域資源等の認知度向上に大きく貢献すると認めるときは、

第 1 項各号のいずれかに該当する事業に対し、支援内容ごとの要件を満たさない場合でも、支援することができる。

(対象期間)

第 6 条 支援対象の催事は、原則として当該実施年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 15 日までの期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請)

第 7 条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援実施の日から原則 30 日前（土日祝日含む）までに、次に掲げるすべての書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 那覇市開催歓迎支援申請書
 - (2) 誓約書
 - (3) 手配確認書
 - (4) 開催概要（趣旨、実施内容が明記されたもの）又は行程表
 - (5) 参加者名簿（参加者の氏名と、海外参加者は出発地または所在地の国名、県外参加者は出発地または所在地の都道府県名の 2 点の記載が必須）
 - (6) 委任が分かる書類（主催者から委任を受けた者が申請する場合）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請できる者は、那覇市内で開催するミーティング・インセンティブトラベル・コンベンションの主催者又は主催者から委任を受けた者とする。
- 3 申請できる支援メニューは、原則として 1 催事につき 1 メニューとする。ただし、那覇観光アンバサダー派遣及び国際通りストリートビジョンの活用は他支援メニューと併用可能とする。

(支援の決定)

- 第 8 条 市長は、申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、支援することが適正であると認めるときは、支援対象とする催事及び日程を決定し、当該申請者（以下、「支援対象事業者」という）にその旨を那覇市開催歓迎支援決定通知書により通知するものとする。
- 2 市長は、支援を決定する場合において、支援の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、支援が適当でないときとは理由を付して、那覇市開催歓迎不支援決定通知書により通知する。

(交付決定後の変更等)

第 9 条 支援対象事業者は、申請書の内容に変更がある場合は、速やかに申請内容変更届出書を市長に提出しなければならない。ただし、開催期間に変更が生じる場合、第 6 条に定める対象期間を超えて支援は行わない。

(申請の取下げ)

第 10 条 支援対象事業者は、申請の取り下げをする場合は、取下げ届出書を催事から起算

して15日前(土日祝日含む)までに市長へ提出しなければならない。

(義務)

第11条 支援対象事業者は、本市が指定するアンケートへの回答を、催事終了後より起算して原則20日以内(土日祝日含む)に行わなければならない。

2 支援対象事業者は、支援実施の場やホームページ等において、参加者に対し本市からの開催歓迎支援を受けている旨の周知及び本市が指定するアンケートを参加者へ周知しなければならない。

(現地調査等への協力)

第12条 本市は、必要に応じて開催歓迎支援の対象となるミーティング・インセンティブトラベル・コンベンションの開催状況調査や主催者への取材等を行うものとし、支援対象事業者はこれに協力するものとする。

(支援の取消し等)

第13条 市長は、次に掲げる場合には第8条の支援決定内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくはこれらに基づく市長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 申請に関して不正、その他不適切な行為をした場合
- (3) 支援の決定の後に生じた事情の変更等により、第3条で定める支援条件に適合しなくなった場合。ただし、市長が認める場合はその限りではない。

2 市長は前項の取り消し又は変更をした場合、若しくは主催者又は主催から委託を受けた者の自己都合により開催が中止となった場合において、すでに支援の実施に係る費用が発生している時は、期限を付して当該費用の全部又は一部を請求する事ができる。

(免責事項)

第14条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、本市は一切関与しない。

(催事情報の公開)

第15条 本市は、開催歓迎事業の実績として、支援対象事業者が開催概要の一部(業種、開催期間、開催場所、参加者数内訳、開催の様子など)を公表することができる。

(書類の管理)

第16条 支援対象事業者は、開催歓迎支援を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(個人情報管理)

第17条 取得した個人情報については、那覇市個人情報の取扱いに関する安全管理要綱に基づいて適正に管理し、本事業の範囲内でのみ使用する。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (令和 7 年 4 月 17 日 経済観光部長決裁)

この要綱は、令和 7 年 4 月 17 日から施行する。

付 則 (令和 8 年 3 月 26 日 経済観光部長決裁)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

支援メニュー	要件
なはまぐるPRブース設置 那覇物産PRコーナー設置 那覇観光アンバサダー派遣 那覇市伝統芸能演舞派遣	次のいずれかを満たすものとする。 1 沖縄県外 (海外含む) からの参加者 100 名以上 2 海外からの参加者 40 名以上 3 欧米※からの参加者 20 名以上
那覇ユニークスピーカー派遣	次のいずれかを満たすものとする。 1 沖縄県外 (海外含む) からの参加者 40 名以上 2 海外からの参加者 20 名以上
国際通りストリートビジョンの活用	参加者が那覇国際通りストリートビジョン設置場所を通過することが、開催概要又は行程表から明らかであり、かつ、次のいずれかを満たすものとする。なお、複数日程で行程が組まれており、申請者の催事における参加者数の合計が次のいずれかを満たす場合にも対象とする。 1 沖縄県外 (海外含む) からの参加者 250 名以上 2 海外からの参加者 80 名以上

※対象国：外務省ホームページ 北米・欧州に記載されている国

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>